

違反対象物の 公表制度



運用開始：平成30年4月1日～

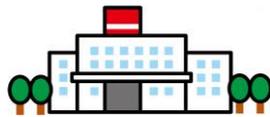
<違反対象物の公表制度とは？>



建物を安心してご利用いただくために、重大な消防法令違反のある建物を高岡市のホームページで確認できる制度です。



公表の対象となる建物



- ・飲食店、店舗、ホテルなど、**不特定多数の方が**利用する建物
- ・病院、社会福祉施設など、**一人で避難が難しい方**が利用する建物

公表の対象となる違反内容



以下の消防用設備等の設置義務があるのに、設置されていない建物

- ①**屋内消火栓設備**
- ②**スプリンクラー設備**
- ③**自動火災報知設備**

公表の方法



高岡市の**ホームページ**への掲載

※ 違反が是正されるまで公表は継続します。

公表する内容

- ① 建物の名称 ② 建物の所在地 ③ 違反の内容

(例)

対象物名称	〇〇〇ビル
所在地	高岡市〇〇町〇-〇番地
違反の内容	自動火災報知設備未設置



公表までの流れ

立入検査の実施

立入検査の結果を通知

関係者に対する公表の事前周知



立入検査の結果を通知してから
14日が経過した日においてなお、
当該違反が認められる場合

公表

建物関係者の方へ

次のような場合は、**重大な消防法令違反**になる場合がありますので、
事前に**最寄りの消防署**へご相談ください。

- 増築**や**改築**、隣接する建物との**接続**を行う場合
- 建物に**飲食店**、**物品販売店**、**旅館**、**病院**、**福祉施設**などの用途が新たに入る場合
- 荷物などで**開口部**を塞いだり、**窓にフィルム**等を貼る場合

お問い合わせ先

高岡市消防本部予防課：22-3132

高岡消防署：22-0119 南部出張所：22-4170 牧野出張所：84-9619
伏木消防署：44-1122 戸出消防署：63-0045 福岡消防署：64-3305